

# 平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方は申告により住民税が減額になります！

### 税源移譲時の所得変動による経過措置の実施

平成19年の税源移譲により町道民税は増額となりましたが、所得税が減額となるため税額の合計額は変わりません(定率減税の廃止など税源移譲以外の要因で税額が上がっている場合があります。)が、所得額や所得控除額の増減により町道民税のみ増額となる場合があります。

平成18年(度)	住民税	所得税
	税源移譲により増額	
平成19年(度) 所得変動なし	住民税	所得税
	18年中の収入に対する部分	19年中の収入に対する部分
平成19年(度) 所得変動あり	住民税	所得税(非課税)
	← 減額 →	

このような方に対して、平成19年度の町道民税を税源移譲前の水準まで減額することにより、町道民税と所得税の税額の合計額が変わらないように、平成19年度課税分の住民税に限り経過措置を設けています。

### 1. 経過措置対象者

(以下のA・Bの条件を両方とも満たす方)

<b>A</b>	平成19年度町道民税の課税所得金額 ※1 <b>(所得金額 - 所得控除金額)</b> (分離所得は除く)	>	平成18年分所得税と平成19年度町道民税の <b>人的控除額 ※3の差額</b>
<b>B</b>	平成20年度町道民税の課税所得金額 ※2 <b>(所得金額 - 所得控除金額)</b> (分離所得を含む)	≧	平成19年分所得税と平成20年度町道民税の <b>人的控除額 ※3の差額</b>

- ※1 平成19年度町民税・道民税納税通知書に記載の課税総所得金額
- ※2 平成20年度町民税・道民税納税通知書に記載の課税総所得金額、課税山林所得、課税短期譲渡所得、課税長期譲渡所得および課税株式等譲渡所得
- ※3 人的控除額には、配偶者控除・扶養控除・基礎控除などがあります。

### 2. 経過措置により減額となる金額

$$\text{税源移譲後の税率で計算し、調整控除を差し引いた住民税額} - \text{税源移譲前の税率で計算した住民税額} = \text{控除額}$$

#### ●対象モデルケース

対象者：芽室 太郎 61歳(妻58歳を扶養)の場合

#### 平成19年度

- ・給与所得(平成18年分) 6,400,000円
- ・給与所得 4,580,000円
- ・所得控除 1,300,000円
- ・課税総所得金額 3,280,000円
- ・人的控除の差額 100,000円

#### 平成20年度

- ・給与所得(平成19年3月退職) 1,200,000円
- ・給与所得 550,000円
- ・所得控除 1,300,000円
- ・課税総所得金額 0円
- ・人的控除の差額 100,000円

**A** 3,280,000円 > 100,000円

**B** 0円 ≧ 100,000円

→ 経過措置に該当

#### 経過措置により所得割より差し引かれる金額

町民税	(3,280,000円 × 6% - 1,500円) - (2,000,000円 × 3% + 1,280,000円 × 8%) = <b>32,900円</b>
道民税	(3,280,000円 × 4% - 1,000円) - (3,280,000円 × 2%) = <b>64,600円</b>

### 3. 申告

**期間** 平成20年7月1日～平成20年7月31日(平成20年7月1日以後に、この減額措置の適用を受けられる状態となったときは、当該状態となった日から1月を経過した日の前日まで)

**場所** 役場税務課町民税係

**方法** 『減額申告書』を、税務課へ申告してください。ただし、平成19年1月1日現在の住所地が芽室町でない場合は、当該住所地の市区町村役場に申告してください。

『減額申告書』受付後、平成19年度および平成20年度の課税状況を確認したうえで、平成19年度の町道民税を減額いたします。

税務課町民税係

☎62-9722 ☒ z-tyuminzei@memuro.net